

<報道発表資料>

E-mail: a6402@pref.saitama.lg.jp

令和4年4月5日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、平成31年4月7日(日曜日)午後3時15分頃、深谷市東方2720番地7先の信号機のない交差点を自家用自動車で行中、自動車運転上の注意義務を怠り、右方道路から進入してきた自転車の男性に自車右前部を衝突させ、同人を死亡させた。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県人事委員会事務局 課長級職員 (58歳)

処分内容 減給10分の1 6月

処分年月日 令和4年4月5日(火曜日)

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。